

事業性融資の推進等に関する法律施行令第1条・第2条等に係る考え方

令第1条関係

- 事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項第21号に規定する政令で定める者を定める規定です。
- 法第2条第3項の規定により定められる金融機関等の定義は、法第2条第1項に規定する事業性融資の定義のほか、第2章（基本方針）、第4章（事業性融資推進支援業務を行う者の認定等）、第5章（事業性融資推進本部）に関連します。
（注）金融機関等の定義が及ぶ規定は上記のとおりであり、企業価値担保権者等に関連するものではありません。
- 事業性融資については、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者であれば行い得ることを踏まえ、規定を置いています。（金融審議会金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ報告書（2013年1月）2頁等参照）

（参考1）事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第三十三条第二項及び第三十九条第一項第一号において同じ。）

二～二十 （略）

二十一 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者で政令で定めるもの

（参考2）事業性融資の推進等に関する法律施行令案

第一条 事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二十一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店

二 外国保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第三条第五項及び第二十二条第一項において同じ。）

三 外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。第三条第六項及び第二十二条第一項において同じ。）のうち、同法第六十三条第二項において準用する同法第二十一条第二項に規定する承認を受けて、金銭の貸付けに係る業務を行う者

令第2条関係

- 法第8条第2項第1号ハに規定する政令で定めるところにより算定した額を定める規定です。
 - 担保権は、担保権者に担保目的財産から優先的に弁済を受ける権利を与え、担保権者による融資を後押しする機能を有するものであるところ、企業価値担保権制度においては、
 - ・ 事業の成長・継続に資する事業性融資の後押しという政策目的のため、特定被担保債権者に担保目的財産から優先的に弁済を受ける権利を与えるとともに、
 - ・ 事業の成長・継続に不可欠な利害関係人との調和を図るため、労働債権が労働者の生活の保持に不可欠であることへの特段の配慮も踏まえ、次の規定が置かれています。(1) 実行手続中（配当前）の労働債権者、商取引債権者等の一般債権に対する優先的な弁済を認める規定
(2) 手続終了後に予定されている破産手続等における費用等の原資とするために、担保目的財産の換価代金（事業譲渡代金）から破産手続等の公正な実施に要すると見込まれる額を留保する規定
 - 本規定は、これらのうち、(2) 手続終了後の破産手続等の公正な実施に要すると見込まれる額に関する規定です。構造上、(1) 実行手続中（配当前）において労働債権者、商取引債権者等への弁済・保護がされた後に、(2) の規定が適用されます。そのため、まずは(2) の規定の不可欠の前提となる(1) の規定について、その趣旨及び内容を明らかにします。
 - (1) 実行手続中（配当前）の特定被担保債権者以外の債権者への弁済を認める規定は、労働債権や商取引債権等に対して、十分に広い範囲で優先弁済を認めることで、その保護を図る趣旨のものです。

具体的には、実行手続中（配当前）において、次のように、労働債権や商取引債権等に対し被担保債権より優先的に随時弁済することとするという、担保制度として新しい保護のあり方が規定されています。

 - ・ 実行手続開始前6か月間の労働債権及び手続開始後の労働債権等について、共益債権として随時・優先的に弁済する（法70条6項、129条等）
 - ・ それ以外の労働債権や商取引債権等について「債務者の事業の継続、債務者の取引先の保護その他の実行手続の公正な実施に必要があると認めるとき」^(注1)に随時・優先的に弁済する（法93条2項）
- (注1) 金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（以下「WG 報告書」という。）において「ただし、会社更生法における「少額の」債権や「著しい」支障の要件について、可能な限り高い事業価値を保ちつつ、譲渡を目指すという事業成長担保権の性格に鑑み、事業が継続するために必

要な債権については事業価値の維持に資する共益の費用として、比較的広く同担保権に優先されるべきと考えられることから、これらを不要とするなど、上記の事業成長担保権の性格を反映したより広い要件を設けることが適切と考えられる。」と提言されました。これも踏まえ、労働債権、商取引債権等について、十分に広い範囲で優先弁済を認める規定とするため、提言の通り、会社更生法における「少額の」債権や「著しい」支障の要件を不要とするだけでなく、債務者の事業の継続等の観点から、労働債権者、商取引債権者等の保護に資するような規定とされています。

- (2) の実行手続における特定被担保債権者に対する弁済額を制限し、一定額を留保する制度（配当時に法定の一定額を後に予定されている破産手続等のために留保するという制度。以下「本制度」といいます。）は、金融審議会の提言^(注2)を踏まえ、また、(1) 実行手続中（配当前）の優先弁済の要件が十分に広いことも踏まえつつ、実行手続後の債務者の清算・破産手続等に要する費用の原資等を確保するため、置かれたものです。

具体的には、「配当可能額に応じ、債務者について行われ、又は行われるべき清算手続又は破産手続の公正な実施に要すると見込まれる額として政令で定めるところにより算定した額」と規定され、現行実務との比較の下、少なくとも清算手続又は破産手続における手続費用等を賄うことができる水準の額を定める旨が政令に委任されています。

- (注2) 「〔留保額の算出に必要な〕割合については、〔企業価値担保権〕は、他の担保権と比べ、〔(1) 実行手続中（配当前）〕に優先される債権の範囲が十分に広い（現行の財団組入の実務とは異なり、担保目的財産の売却に係る管財人への報酬や労働者の給料等、源泉徴収所得税等、事業の継続に必要な商取引債権などは既に弁済された後の残金からの割合である）ことを踏まえ、現行制度との整合性に鑑み、財団組入の実務における額よりも限定的であるべきと考えられる。上記のとおり、裁判所における現行の運用として、破産財団に属する別除権付不動産の任意売却に際しては、財団組入の割合の下限を売却価格の3%とする例があるところ、具体的な割合については、こうした破産手続における実務の積み重ねや上記の観点を踏まえ、法定することが適切と考えられる。」
(WG 報告書 25 頁。〔 〕は補足。)

- 本制度は、上記の通り、(1) 実行手続中（配当前）の規定と同様、本法によって新設された他に類を見ない制度です。そのため、留保額の水準について、直接的な示唆を与えらる類似制度やデータは存在しません。

そのため、今般の令第2条の立案に当たっては、

- ・ 法の委任規定の文言に基づき、これまでの議論も踏まえ、一定の判断を行いつつ、
- ・ 政令の制定後も、状況をフォローしながら、必要が生じた場合は、適切な対応を図っていく

という方針をとることが、適当であると考えられます。

なお、個別事案においては政令に定める方法により算定された留保額が不足すると判

断されるような場面も想定され得るところ、法においては「裁判所が当該清算手続又は破産手続の公正な実施に特に必要と認める場合」に金額を増額できる規定が設けられています（一方、減額はできません。）。

これらに関連して、推進法成立時の衆議院及び参議院の附帯決議（「三 一般債権者の保護をより強く図る目的で設けられる不特定被担保債権留保額の算定方法を政令で定めるに当たっては、具体的な算定根拠を明らかにしつつ、労働債権が労働者の生活の保持に不可欠であることに特段の配慮を行うこと」）にも、留意することが求められます。

○ 上記に基づき、次の考え方の下で、政令を定めております。

- ・ （１）実行手続中の規定の存在も考慮しつつ、WG 報告書の提言も踏まえ、中間的な企業規模において保守的に５％の割合を確保することとします。この点、我が国の中小企業の総資産は、最頻値が約２～３千万円であり、中央値は約 7,000 万円とされるところ（2019 年度版中小企業白書）、窮境にある実行局面では、企業価値が毀損し、これよりも少額になることも想定されるものの、保守的に１億円の規模に對し、５％の組入率を確保することとします。
- ・ また、破産手続において担保付不動産を任意売却する場合における財団への組入率（財団組入額の売却価額に占める割合）は、売却価額が増えるにつれて逡減する傾向にあるとの指摘があることも参考とし、配当可能額が１億円より小さい額については、５％よりも高い割合を定め、かつ、保守的に留保額の最低額を定めることとする一方、配当可能額が１億円より高い額には５％よりも小さい割合を定めることとします。
- ・ 留保額の最低額については、現在の大規模庁における破産手続に係る予納金の実務例を参考に、保守的に 70 万円と設定し^{（注 3）}、そこから留保額が増加する（ただし、事案の規模に対する割合は逡減していく）規定としています。

（注 3）予納金とは、現行の破産手続等における手続の費用として申立てに当たって裁判所に納付するものです。本規定において問題となる実行手続終結後の破産手続等は、すでに債務者の総財産が換価された後であり、手続に要する費用が僅少になることもあり得ると考えられますが、保守的に、現在の大規模庁における破産手続に係る実務例における予納金の最低額である 70 万円を参照しています。

○ 以上の考え方を踏まえたものが、令第 2 条の規定です。条文上は、一定の四則演算の方法を規定していますが、その演算結果をまとめると、下表のとおりとなります。

(表) 令第二条の規定の内容

配当可能額 (①)	不特定被担保債権留保額 (②)	②/①	(参考) 類似規模の事案の 予納金の実務例 (注 6)
～500 万円	70 万円～150 万円	30%～	70 万円
～1000 万円	～225 万円	22.5%～	
～5000 万円 (注4)	～425 万円	8.5%～	
～1 億円	～500 万円	5%～	～100 万円
(約 1.7 億円)	(約 510 万円)	(3% (注5))	
～5 億円	～620 万円	1.24%～	～200 万円
5 億円～	620 万円～	～1.24%	300 万円～

(注4) 我が国の中小企業の総資産は、最頻値が約2～3千万円であり、中央値は約7,000万円とされます(2019年度版中小企業白書)。なお、窮境にある実行局面の企業については、財産が毀損し、これよりも少額になることも想定されます。

(注5) 前掲注2参照。

(注6) 予納金額は、負債総額等に応じて定められるところ、ここでは配当可能額と負債総額が同額であるとした場合の破産手続に係る大規模庁の実務例を参考掲載しています。

- 繰り返しになりますが、以上は、法施行前の利用実績がない状況における考え方で、金融庁としては、法施行後の状況を適切にフォローし、必要が生じた場合は、関係省庁とも連携し、適切な対応を図ってまいります。

(参考1) 事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)

(企業価値担保権信託契約)

第八条 (略)

2 企業価値担保権信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければ、その効力を生じない。

一 信託の目的が、企業価値担保権信託会社が次に掲げる行為をするものであること。

イ・ロ (略)

ハ 不特定被担保債権者のために、配当可能額に応じ、債務者について行われ、又は行われるべき清算手続又は破産手続の公正な実施に要すると見込まれる額として政令で定めるところにより算定した額(第七十条第四項に規定する裁判所が当該清算手続又は破産手続の公正な実施に特に必要と認める場合にあっては、当該政令で定めるところにより算定した額に当該裁判所が定める額を加えた額)(第六十二条第一項及び第五節において「不特定被担保債権留保額」という。)の金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をすること。

【労働債権への優先的な弁済に関する規定】

(使用人の給料等)

第百二十九条 債務者について実行手続開始の決定があった場合において、実行手続開始前六月間の当該債務者の使用人の給料の請求権及び実行手続開始前の原因に基づいて生じた当該債務者の使用人の身元保証金の返還請求権は、共益債権とする。

2～5 (略)

【労働債権、商取引債権等への優先的な弁済に関する規定】

(弁済の禁止)

第九十三条 (略)

2 裁判所は、配当債権又は配当外債権について、債務者の事業の継続、債務者の取引先の保護その他の実行手続の公正な実施に必要があると認めるときは、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

3 (略)

(参考2) 事業性融資の推進等に関する法律施行令案

第二条 法第八条第二項第一号ハに規定する政令で定めるところにより算定した額は、同号ロに規定する配当可能額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した額を合計した金額（当該金額が七十万円を下回る場合にあっては、七十万円）とする。

五百万円以下の金額	百分の三十
五百万円を超え千万円以下の金額	百分の十五
千万円を超え五千万円以下の金額	百分の五
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の一・五
一億円を超え五億円以下の金額	百分の〇・三
五億円を超える金額	百分の〇・〇五

令第2章第3節関係

- 本節は、法第223条等に基づく企業価値担保権の登記に関する規定です。
- 法務省令に委任されている事項については、今後、然るべき時期に、法務省より、公表される予定となっています。

(以上)